



雇用就農に最適化した
あたらしい農業学校

令和6年
4月開校

第2期生募集開始



かがやく
みらいが、
ここから
はじまる。



福島県
南相馬市



みらい農業学校

第2期 募集要項

1 みらい農業学校とは

近年、農業従事者の高齢化に伴い、農業法人等への農業の集約化が進んでいます。そのため、新規就農を志す方も、従来の独立就農から雇用就農を目指す方が増えてきていますが、独立就農は「経営」であり、雇用就農は「就職」です。

経営と就職では、当然、求められるスキルも大きく異なりますが、みらい農業学校では、これから雇用就農を目指す方にとって必要な学びを1年間で凝縮して学ぶことができます。(詳しくは以下「みらい農業学校の特徴」をご覧ください)

農業者は、長年経営をしてきた熟練経営者です。私たちは、農業の世界に一步踏み出す皆さんを、いきなり独立就農させる方向性が正解だと考えていません。

まずは環境が整っている農業法人等で就職し、農業を実際に経験した後に、幹部候補生を目指す、独立就農を目指すといったキャリアアップをする方向性が望ましいと考えています。

これらのキャリアアップを実現するために、みらい農業学校では、地域の農業を牽引できる人材育成を行うとともに、次世代農業の視野を涵養し、市立の農業学校の優位性を活かした地域農業法人との連携・就職までのコーディネートを行い、皆様が安心して農業の世界の一步を踏み出せるようにサポートしていきます。

2 みらい農業学校の特徴

特色 全日制の超実践型カリキュラム

1年間の実習・座学を通じて、農業の栽培技術や経営を受講生が主体的に学びながら、卒業後の就農をイメージした技術の習得ができる他、資格や免許の取得の機会も得られます。

特色 広範なネットワークの活用

地域の農業生産法人やJA、メーカー等関係者との確かなネットワークができるほか、多様なカリキュラムを形成する業界トップの講師陣と繋がることで、卒業後の進路やキャリアに活かします。

特色 学びの環境徹底サポート制度

市立だからこそできる！入学前・在学中・卒業後に次々と見えてくる課題や不安にも、南相馬市の充実した支援を活用できるので、安心です。

3 募集要項

開講期間 (予定)	令和7年4月～令和8年3月(1年間/2学期制) 【前期】令和7年4月8日(火)～令和7年9月30日(火) 【後期】令和7年10月1日(水)～令和8年3月13日(金) 令和7年4月7日(月) 入学式・オリエンテーション 令和8年3月13日(金) 卒業式
開講場所	みらい農業交流施設ペース TSUMUGI 及びほ場 (南相馬市小高区南鳩原字西畑24番2)
開講時間	【通常】9:00～12:00 / 13:30～17:30 【サマータイム】 6月23日(月)～8月29日(金) 予定 6月中旬～8月下旬 8:00～12:00 / 14:00～17:00
総受講時間	1690時間 / 週5日程度 / 全日制(実績)
カリキュラム	座学講義 315時間(予定) 農業技術、栽培技術、農業経営・データ活用 など 栽培実習・実践 1235時間(予定) 圃場実習、農業法人研修、大型農機操作研修、機械メンテナンス講習 など 地域研修・特別実践演習 57時間(予定) ほか カリキュラムは予告なく変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。
課外プログラム	日本農業技術検定受験(2・3級) 農業簿記検定受験(2・3級) 地域農業法人での中・短期研修、マルシェでの販売実践等
定員	15名以内
入学要件	年齢基準はありません。(高等学校卒業程度の学力を有すること)
費用	受講料 300,000円(税込) 「農業技術の教科書」(アグリイノベーション大学校監修・マイファーム監修)及び学校指定教科書代金含む。 講義会場までの往復交通費については各自の負担となります。 (自動車・原動機付自転車等の所有を推奨) 大型特殊免許等の取得費用は自費になります。(市の支援制度が活用可能) 検定等受験料 11,180円(税込) 日本農業技術検定受験料7,330円、農業簿記検定受験料3,850円。 傷害保険料 およそ15,000円 不慮の事故やケガに備え、全員に加入していただいております。 その他諸経費 およそ25,000円
募集期間	令和6年7月1日(月)～令和7年2月28日(金) 募集期間中であっても定員に達し次第、募集を締め切らせていただきます。

4 入学までの流れ

STEP 1 現地見学会 or オンライン説明会への参加

まずは、開講前に開催する現地説明会又はオンライン説明会にご参加ください。
年間カリキュラムや学校生活、サポートの制度などについてご説明します。
現地や雰囲気を知っていただき、納得いただいたうえで入学をご検討ください。

STEP2 出願

みらい農業学校の受講生募集サイトから入学願書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、募集期間内に送付してください。

みらい農業学校 受講生募集サイト <https://agri-innovation.jp/mirai/>

サイトからのダウンロードが難しい場合、電話・メールで事務局までご相談ください。

STEP3 選考

厳正なる審査のうえ、受講生を決定します。
なお、募集期間中は、毎月末日に締め切り、審査を実施します。
募集の最終締切は令和7年2月28日(金)必着ですが、募集期間中でも定員に達し次第募集を締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

STEP4 合否通知

募集期間中、毎月末日までに到着した願書を翌月第1週に審査し、一週間程度で合否を通知します。

STEP5 入学手続

入学手続は、合格者にお送りする「入学手続の手引」に従って手続をお願いします。
手続は、合格通知日から1ヵ月以内をお願いします。

各種資料の送付先

〒979 - 2172
福島県南相馬市小高区南鳩原字西畑 24 番 2
みらい農業学校 宛
TEL : 0244 - 32 - 1145

5 具体的な選考基準

入学願書を送付いただいた方については、以下の選考基準に基づき審査を行い、入学の可否について決定します。

審査は、願書による書類審査により、総合的に評価します。

本学では、雇用就農後に活躍でき、地域の農業を牽引できる農業リーダーの育成をしていきたいと考えていることから求める人材として以下の2点を重視します。

卒業後に農業または農業に関する仕事を志していること
地域の農業を牽引していきたいという想いを持っていること

審査基準

志望動機

農業を学ぶ意欲

農業への想い（将来、どのような就農形態や農業のかたちを目指していくのか）

公平性を期すため、具体的な採点基準については、お答えできません。

願書に虚偽があったことが判明した場合、入学の資格が取り消しとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

審査結果に対する異議は受付いたしかねます。

6 受講料のお支払い方法

受講料は、「入学手続の手引」を参照し、入学後にお支払いいただきます。

お支払い方法は、分割納入・一括納入の2つの方法からお選びいただけます。

分割納入 年額の受講料を12回に分割して納入

各月納入額 25,000円（納入期限は毎月末日）

3か月分、半年分、一括でまとめて納入することも可能です。

傷害保険料・検定等受験料については、額が確定次第、入学前にご案内します。

7 各種支援制度

みらい農業学校への入学や南相馬市内で就農するにあたって、利用できる支援制度がありますので、ご活用ください。

入学までに利用できる支援制度

(1) ふくしま12市町村交通費等補助金

南相馬市に訪れ、移住する際に必要な現地調査・現地活動を行った場合に、その交通費及び現地での宿泊費を補助します。(1人あたり1年度5回まで)

- ・補助額：基準額と実際にかかった経費を比較して低いほうの額
 - ・基準額：東京 8,000円、神奈川県 10,000円、大阪府 21,000円
- 出発の10日前(土日・祝日・年末年始を除く)までに申請する必要があります。現地活動では、必ず自治体や自治体が運営する移住相談窓口に加えて不動産業者や就業希望企業、先輩移住者等を訪問する必要があります。

(2) 移住検討者市内活動交通費支援補助金

県外在住者で市内への移住・定住の意思のある方が、市内で移住検討活動を行う際のタクシー利用料およびレンタカー利用料を補助します。(1人あたり1年度3回まで)

- ・レンタカー利用料金：上限13,200円(1回の申請につき)
- ・タクシー利用料金：上限19,860円(1回の申請につき)

(3) お試しハウス

南相馬での生活を体験したい方、移住を検討している方などに向けて、無料で2泊から30泊の間利用できる、お試しハウスを用意しています。

ご利用にあたって、事前に「みなみそうま移住相談窓口よりみち」への移住相談が必要です。

在学中に利用できる支援制度

(1) 地域対応活用住宅(市営住宅)の提供

みらい農業学校に市外から移住して入学を希望する方に対して、在学中の期間(原則1年間)、低廉な家賃で入居できる市営住宅を提供します。

家賃は前年の収入をもとに算定されますが、離職が伴った移住であれば、18,100円~の家賃額が適用されます。

なお、入居時には、連帯保証人が必要で、戸数には限りがあります。詳しくは、南相馬市農政課までご相談ください。

(2) 住宅購入等世帯定住促進事業奨励金

南相馬市民として5年以上住み続ける意思のある、多世代同居世帯、近居世帯、多子世帯、移住定住世帯が住宅を新築、購入する際に100万円の奨励金を交付します。

加算金

旧避難指示区域での住宅取得、転入後5年以内での住宅取得：25万円

空き家を解体し、その敷地に新築した場合：50万円

(3) 農業次世代人材投資資金（就農準備資金）

みらい農業学校を卒業した後、進路として就農を希望し、国が設定する交付条件（就農予定時の年齢が原則50歳未満、前年度の世帯所得が600万円以下など）を満たす場合、在学期間中に年間最大150万円の給付を受けることができます。

(4) 多様な担い手育成・確保事業補助金（農業資格取得支援事業）

みらい農業学校を卒業した後、市内で就農する意思を有する方に対して、以下の免許取得に要した経費の1/2相当額を補助します。

【対象資格】

準中型自動車第一種免許、中型自動車第一種免許、大型自動車第一種免許、大型特殊自動車第一種免許、けん引自動車第一種免許となります。

就農時に利用できる支援制度

(1) 多様な担い手育成・確保事業補助金（移住就農者家賃支援事業）

南相馬市外から南相馬市内に移住就農した方に、民間賃貸住宅の家賃を最長2年間、月額最大6万円補助します。

補助率は、市が設定する地域要件を満たした場合4分の3、それ以外の場合2分の1となります。

(2) 移住推進住宅支援事業補助金

南相馬市に5年以上居住する意思をもって、市外から転入した43歳の未満の方が、相双地方で就業又は開業し、市内の民間賃貸住宅に入居した場合、家賃を最長3年間、月額1万円を補助します。

小高区に居住する場合、月額5千円を加算。

(3) 奨学金返還支援事業補助金

日本学生支援機構などの奨学金の貸与を受けている方が、市内農業法人に就農し、南相馬市に定住する場合に年間最大18万円(前年度返還額の利子分を除いた額)を補助限度総額300万円まで補助。

(4) 農業次世代人材投資資金(経営開始資金)

新たに独立就農や自営就農をされる方が、国が設定する交付要件(就農予定時の年齢が原則50歳未満、前年度の世帯所得が600万円以下など)を満たす場合、最大3年間、年間150万円の給付を受けることができます

(5) 多様な担い手育成・確保事業補助金(新規就農給付金事業)

農業の初期段階の支援として、市内に居住し、市内で新たに農業を営む65歳未満の青年就農計画またはそれと同等の計画の認定を受けた方を対象に、年間最大48万円を最長3年間交付。

(6) 多様な担い手育成・確保事業補助金(農地賃借料支援事業)

市が設定する区域内で営農するために農地を借り入れた方を対象に、その借費について最長5年間、年間最大15万円を補助します。

(7) 多様な担い手育成・確保事業補助金(農業用機械購入支援事業)

市内で新たに農業を営んだ方又は新規雇用就農者を雇用する農業法人等に対して、生産・流通・販売等に必要な機械を導入する経費の一部を補助します。(補助率3/4以内、補助上限額100万円)

その他、南相馬市は、移住支援や子育て支援が充実しています。

詳しくは、移住定住サイト「みなみそうまからはじめよう」をご覧ください。

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/attraction/index.html>



8 講師一覧

「みらい農業学校」の講義では、実務経験豊富な農業経営者・農業技術の専門家らが講師を担当します。



石原北斗

アグリイノベーション大学校 学長

10年間のアグリイノベーション大学校の講義カリキュラムの責任者を務め、変わり続ける外部環境や農業現場の実態に合わせたカリキュラムを構築してきた。最先端情報を収集し、受講生に分かりやすい授業に落とし込む経験を豊富に持つ。



齋島一匡

合同会社 Amahoro 代表社員

米国認定 CPCC プロフェッショナルコーチ / CCC 社 レゾナントリーダシップ修了。水産商社、農業法人勤務等を経て、農林水産分野で経営者、学生向けにコーチングスキルを活かした研修をおこなう。



佐川友彦

ファームサイド株式会社 代表取締役

講演活動や経営コンサルティングで全国各地を周り、農家の経営体質改善を旗振りしている。バックオフィスから組織開発、ブランディングまで広範囲において実務経験が豊富であり、総合的な講義と指導には定評がある。



伊藤啓一

株式会社舞台ファーム 専務取締役

21代続く農家の長男。三井住友系金融機関、およびプロ野球チーム楽天野球団に初年度から勤務後、日本最大の精米工場を持つ「舞台アグリイノベーション株式会社」の立上げにも寄与。2017年に南相馬市小高区にて地元農業者と連携し実績を残したほか、2018年より福島県浪江町の営農再開プラン立案に参画。

9 開講場所

<みらい農業交流スペース TSUMUGI>

旧幼稚園からリノベーションした交流施設を活用して授業を行います。

住所：福島県南相馬市小高区南鳩原字西畑 2 4 - 2

【電車でお越しの場合】

J R 小高駅から車で 10 分（常磐線特急で東京駅から約 3 時間半）

【車でお越しの場合】

いわき・東京方面より 常磐道・浪江 IC より約 15 分

仙台方面より 常磐道・南相馬 IC より約 20 分



<みらい農業学校 圃場>

福島県南相馬市小高区南鳩原地内（校舎周辺）

学校専用農地（約1.9ha）にて栽培実習を行います。



南相馬市 みらい農業学校 受講規約

南相馬市みらい農業学校（以下「本校」という。）は、南相馬市が主体となり実施し、委託事業者による企画及び運営を行う農業研修事業です。本校の受講に関し、以下のとおり受講規約（以下「本規約」という。）を定めます。

また、本規約は、本校が提供する農業研修プログラム（以下「本プログラム」という。）の一切に対し適用します。

第1条 目的

本校は、主に農業分野への参入を目指す受講生に対し、農業技術及び農業経営の知識・理解を深める機会を提供するとともに、地域農業を牽引する人材の育成を目的に、農業研修事業を実施します。

第2条 受講契約

受講の申込みについては、出願者が入学願書を提出し、事務局で審査を行い合否の判定を行った後、合格通知を発送しますが、合格通知の発送を以って、本プログラムの受講に関する契約（以下「受講契約」という。）が成立するものとし、受講生は本プログラムの提供を受けることが可能となります。

第3条 受講料

1 受講料は、年額 300,000 円とし、以下の費用を含みます。

- (1) 本プログラムの講義費用
- (2) 本プログラムに附随するテキスト等の資料代
- (3) その他、本校が受講料に含まれていると明示する関連サービス

なお、受講料に含まれていることを明示しない費用については、受講生の負担となります。

2 受講料には、以下の費用は含まれません。

- (1) 本プログラム受講のために必要となる交通費、宿泊費、その他個別の経費
- (2) 本校が実施主体とならないプログラムやサービスに係る費用

3 受講料の納入は、月額 25,000 円とし、一括納入も可とします。

第4条 受講生による受講契約の解約

1 受講生は、本校を退学しようとする場合、所定の退学届に記入し、受講契約を解除することができます。

2 病気その他やむを得ない理由で受講契約を解除する場合、毎月1日を基準日とし、受講契約の解除日が1日以降のときは、当該月は受講済月とみなし受講済月までの受講料は納入が必要ですが、それ以降の受講料の納入は不要です。

3 第2項に定める理由のほか、私事都合により受講契約を解除する場合、受講料年額 300,000 円のうち既に納入した額を控除した額を、退学の期日までに一括して納入するものとします。

4 入学前までの受講契約の解除については、解約に伴う費用等は生じません。

第5条 南相馬市による受講契約の解除

1 受講生が、次の各号のいずれかに該当する場合、市では受講契約を解除することができるものとします。

- (1) 出願書類に虚偽があったことが判明した場合
- (2) 本校の運営を妨害した場合

- (3) 他の受講生に対し、宗教団体や政治団体へ勧誘を行った場合、又は金銭対価を発生する取引の勧誘を行った場合
 - (4) 納期限までに受講料を支払わない場合
 - (5) 本校の承諾なく、本プログラムの複製又は貸与、譲渡等を行った場合
 - (6) その他、反社会的勢力とのつながり等、受講生として市が不適当と判断した場合
- 2 上記の受講契約の解除に該当した場合、受講料年額 300,000 円のうち既に納入した額を控除した額を一括して納入するものとします。

第6条 プログラムの変更

本校は、授業計画に基づき、適切なプログラムの提供を行うよう努めますが、天候や講師の都合等により、設定した授業計画の変更してプログラムの提供を行う場合があります。

また、本校が定める最少催行人数に達しなかった場合又はやむを得ない理由等が生じた場合、当該年度の事業実施を見送る場合があります。

第7条 受講生情報の利用

受講生は、本プログラムの実施において本校が取得した情報を次の各号に定める利用目的のために利用することについて、予め同意するものとします。

- (1) 本プログラムの提供に当たって、運営上必要な事項の受講生への通知
- (2) 本プログラムに附随するセミナー、研修会、イベント等の情報提供
- (3) 卒業後の進路に関する情報提供等、本プログラムに附随するサービスに関する情報提供
- (4) 本プログラムの改善に係るアンケート等の実施及び検証の実施
- (5) 受講生及び卒業生の交流を目的とした情報提供

第8条 権利の帰属

- 1 本プログラムで提供される著作権、その他の知的財産は、全て南相馬市又は委託事業者に帰属するものとし、コンテンツの一部又は全部を許可なく複製、転用、販売などを行うことはできません。
- 2 本プログラムで提供される講師、メンター等の技術、営業、会計、その他事業に関する情報について当人の許可なく、利用、第三者公開、提供等を行うことはできません。

第9条 免責事項

- 1 本校は、次の各号に該当する事項及びその事項によって受講生に生じた損害については、責任を負わないものとします。
 - (1) 受講生に属する事由につき、プログラムに参加できない場合
 - (2) 天候又は天候に伴う各種交通機関の運休等に伴う予定していたプログラムの日程、内容に変更が生じた場合
- 2 本プログラムの受講中、受講生が第三者に損害を与えた場合、受講生の責任と費用を以って解決するものとします。
- 3 本プログラムの受講中における貴重品の管理は、個人が責任を持って管理することとします。

第10条 その他

本規約の変更は、事前に受講生に通知を行ったうえで、変更できるものとします。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行します。



みらい農業学校

みらい農業学校

所在地：福島県南相馬市小高区南鳩原字西畑 24 番 2

T E L：0244-32-1145

【担当部署】南相馬市 農林水産部 農政課 振興係

所在地：福島県南相馬市小高区本町二丁目 78 番地

T E L：0244-44-6807